

○新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

令和元年6月28日

新宮町告示第80号

改正 令和3年3月11日告示第19号

令和5年4月19日告示第46号

(目的)

第1条 この告示は、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を図るため、ブロック塀等の撤去を行う者に撤去の実施に要する費用の一部を補助することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等

補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀をいう。

(2) 道路

新宮町耐震改修促進計画に定める避難路をいう。

(3) 所有者等

ブロック塀等の所有者又は管理者（国、地方公共団体又は都市再生機構等の公的事業主体を除く。）をいう。

（改正（令3告示第19号））

(補助対象者)

第3条 この告示に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等の撤去を行う所有者等とし、次の各号全てに該当する者とする。

(1) 同一敷地において、この告示に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。

(2) 本町の町税を滞納していないこと。

(3) 新宮町暴力団排除条例（平成22年新宮町条例第6号）第2条に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、町内にある次のいずれかの要件を満たす道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀等を全て又は一部撤去する工事とする。ただし、他の制度による補助金の交付を受けるものを除く。

(1) 町長が作成するブロック塀等の診断カルテ（様式第1号）で40点未満のもの

(2) その他町長が災害時に安全上支障があると認めるもの

2 前項のうち一部撤去する工事は、次の要件全てを満たすものとする。

(1) 事業完了後にブロック塀等の診断カルテで70点以上となるもの

(2) 事業完了後に高さが1.2メートル以下となるもの

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内に存しないもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1敷地あたり補助対象工事に要する経費の2分の1又は12万円のいずれか低い額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 1敷地あたりの補助対象工事に要する経費は、8万円に補助対象となるブロック塀等の総延長（メートル）を乗じた額を限度とする。

（改正（令3告示第19号））

（事前協議）

第6条 補助対象者は、次条の交付申請の前に、町長と事前協議を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助対象工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第2号）に誓約書（様式第3号）及び関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請において、補助金に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、第17条のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めた場合は補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

- 2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であるとした場合は、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。
- 3 町長は、第1項の規定による交付を決定する場合において、必要があるときは補助金の交付について条件を付することができる。
- 4 申請者は、第1項の交付決定の通知を受けたのち、補助対象工事に着手しなければならない。

(交付決定の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに補助金交付決定取下届（様式第6号）により町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による補助金交付決定取下届の提出があったときは、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付申請の内容の変更)

第10条 申請者は、第8条の規定による交付決定の通知を受けたのち、事情により交付決定の内容を変更するときは、速やかに補助金交付決定変更申請

書（様式第 7 号）に關係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 前 2 条の規定は、前項の場合に準用する。

3 申請者は、交付決定額の変更を伴わない軽微な変更が生じる場合は、速やかに補助金交付決定内容変更届（様式第 8 号）を町長に届け出なければならない。

（実績報告）

第 1 1 条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は事業実施年度の 2 月末日のいずれか早い日まで に補助金実績報告書（様式第 9 号）及び關係書類を添えて町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 1 2 条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 1 0 号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 3 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、補助金交付請求書（様式第 1 1 号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第 1 4 条 町長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 1 5 条 町長は、申請者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 前項の規定は、第12条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。
- 3 町長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により申請者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第13号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第17条 申請者は、第7条の規定による補助金の交付申請において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 申請者は、第11条の規定による実績報告書を提出するに当たって、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 3 申請者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額。）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第14号）に關係書類を添えて、速やかに町長に報告するとともに、これを町に返還しなければならない。

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月11日告示第19号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月19日告示第46号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの訓令による改正前の各告示の規定に基づいて提出される申請書等は、この訓令による改正後の各告示の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各告示の規定に基づいて作成される用紙は、この告示による改正後の各告示の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

様式第 1 号（第 4 条関係）

新宮町ブロック塀等の診断カルテ

申請者	氏名		整理番号	
	住所		調査年月日	年 月 日
	電話番号		調査者所属名	
			調査者氏名	
塀の概要	所在地			
	種別 (どちらかにチェック)	☐ 補強コンクリートブロック造 ☐ 組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造、その他）		
	延長・高さ (撤去範囲)	延長 m・高さ m		
	撤去方法 (どちらかにチェック)	☐ 全部撤去 ☐ 一部撤去 → ☐ 建築基準法第 4 2 条に規定する道路内にある ☐ 建築基準法第 4 2 条に規定する道路内でない		
	設置場所 (どちらかにチェック)	☐ 道路に面している（前面道路幅員 m） ☐ 道路に面していない		

A. 基本性能の診断〔基本性能値〕

診断項目	基準点	評価点	
建築後の年数	10 年未満	10	①
	10 年以上、20 年未満	8	
	20 年以上	5	
高さの増積み	なし	10	②
	あり	0	
使用状況	塀単独	10	③
	土留め・外壁等を兼ねる	0	
塀の位置	塀の下に擁壁なし	10	④
	塀の下に擁壁あり	0	
塀の高さ	1.2m 以下	15	⑤
	1.2m を超え、2.2m 以下	10	
	2.2m を超える	0	
塀の厚さ	15cm 以上	10	⑥
	12cm	8	
	10cm	5	
透かしブロック	なし	10	⑦
	あり	5	
鉄筋	あり	10	⑧
	なし	0	
	確認不能	0	
控え壁・控え柱	あり	10	⑨
	なし	5	
かさ木	あり	10	⑩
	なし	5	
基本性能値（①～⑩までの評価点の合計）		A	

B. 壁体の外観診断〔外観係数〕

診断項目	基準係数	評価係数	
全体の傾き	なし	1.0	⑪
	あり	0.7	
ひび割れ	なし	1.0	⑫
	あり	0.7	
損傷	なし	1.0	⑬
	あり	0.7	
著しい汚れ (風化・劣化)	なし	1.0	⑭
	あり	0.7	
外観係数（⑪～⑭の最小値）		B	

C. 壁体の耐力診断〔耐力係数〕

診断項目	基準係数	評価係数	
ぐらつき	動かない	1.0	C
	わずかに動く	0.8	
	大きく動く	0.5	

D. 保全状況の診断〔保全係数〕

診断項目	基準係数	評価係数	
補強・転倒防止対策等の有無	あり	1.5	D
	なし	1.0	

総合評点（Q）の算定

基本性能値 A	×	外観係数 B	×	耐力係数 C	×	保全係数 D	=	総合評点 Q

総合評点		判定	調査者所見
☐	Q ≥ 7 0	安全と思われる	
☐	5 5 ≤ Q < 7 0	一応安全と思われる	
☐	4 0 ≤ Q < 5 5	注意を要する	
☐	Q < 4 0	危険である	

様式第 2 号（第 7 条関係）

新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

新宮町長 様

年 月 日

〒
住所

申請者 氏名
電話

新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. ブロック塀等の概要	所在地	
	種別	☐ 補強コンクリートブロック造 ☐ 組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）
	高さ	m
	設置場所	☐ 道路に面している ☐ 道路に面していない
	前面道路の幅員	m
2. 撤去工事の概要	☐ 撤去（全部）	撤去長さ m
	☐ 撤去（一部）	撤去長さ m
		撤去後の高さ m
		撤去後の診断カルテの改善計画 点
		☐ 建築基準法第 4 2 条に規定する道路内にある ☐ 建築基準法第 4 2 条に規定する道路内にない
3. 工事施工者	所在地	
	名称	電話
4. 交付申請額	補助対象工事に要する経費	円（税込） （うち消費税相当額 円）
	補助金の額	円
5 事業の期間（予定）		年 月 日から 年 月 日まで
6 他の補助制度の利用		☐ あり ☐ なし
7 仕入れに係る消費税額の控除対象事業者		☐ 該当する ☐ 該当しない

※□には、該当するものにチェックマーク（レ点）を記入してください。

- 【関係書類】①位置図
②工事の概要がわかる図面（撤去長さ、高さ、撤去方法（全部・一部）、撤去範囲）
③撤去後の診断カルテの改善計画（70点以上であるもの）※一部撤去のみ
④工事前の全景写真
⑤工事見積書の写し（金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む）
⑥誓約書
⑦その他町長が必要と認めるもの

様式第3号（第7条関係）

誓 約 書

新宮町ブロック塀等撤去費補助金の交付申請にあたり、私は、次に掲げる事項について誓約します。

また、新宮町が誓約した事項を確認するために、私の個人情報を関係機関に照会等することに同意します。

- 1 本事業の実施にあたっては、新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- 2 新宮町暴力団排除条例（平成22年新宮町条例第6号）第2条に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- 3 事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法その他関係法令を遵守すること。
- 4 事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、高さを1.2m以下とすること。
- 5 事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内に行わないこと。

年 月 日

新宮町長 殿

住 所

氏 名

様式第4号（第8条関係）

新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

新宮町長

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり交付することとしたので、新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

1 交付決定番号	
2 交付決定額	円
3 補助対象工事	☐ 全部撤去 ☐ 一部撤去

交付条件

- ①本事業の実施にあたっては、新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- ②補助事業が事業実施年度の2月末日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- ③事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法その他関係法令を遵守すること。
- ④事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、高さを1.2m以下とすること。
- ⑤事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内に行わないこと。

様式第5号（第8条関係）

新宮町ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

新宮町長

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり交付しないこととしたので、
新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

不交付決定の理由	
----------	--

様式第 6 号（第 9 条関係）

新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取下届（中止・廃止）

新宮町長 様

年 月 日

〒
住所

申請者 氏名
電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業の交付決定を以下の理由により取り下げたいので、新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 補助金の名称	年度新宮町ブロック塀等撤去費補助金
2 交付決定額	円
3 取下げ理由	

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付決定変更申請書

新宮町長 様

年 月 日

〒
住所

申請者 氏名
電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業の内容を以下の理由により変更したいので、新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金の名称	年度新宮町ブロック塀等撤去費補助金
2 変更理由	
3 変更内容	

関係書類

- ①変更内容がわかる資料
- ②その他町長が必要と認めるもの

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付決定内容変更届（軽微な変更）

新宮町長 様

年 月 日

〒
住所

申請者 氏名
電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業の内容を以下の理由により変更したいので、新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 補助金の名称	年度新宮町ブロック塀等撤去費補助金
2 変更理由	
3 変更内容 (軽微な変更に限る)	

関係書類

- ①変更内容がわかる資料
- ②その他町長が必要と認めるもの

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

新宮町ブロック塀等撤去費補助金実績報告書

新宮町長 様

年 月 日

〒
住所

申請者 氏名
電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、
新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり関係書類を添え
て報告します。

1 補助金の名称	年度新宮町ブロック塀等撤去費補助金
2 事業完了年月日	年 月 日
3 内容の変更	☐ あり ・ ☐ なし (変更内容：)

関係書類

- ①工事請負契約書（金額の内訳、補助対象内外がわかるものを含む）及び領収書の写し
- ②工事前後の全景写真
- ③診断カルテの結果（70点以上であるもの）※一部撤去のみ
- ④その他町長が必要と認めるもの

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

新宮町ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書

新宮町長 様

年 月 日

〒
住所

申請者 氏名
電話

年 月 日付けで補助金実績報告書の提出があった補助金について、次のとおり補助金額を確定したので、新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

1 交付決定番号	
2 確定金額	円
3 補助対象工事	☐ 全部撤去 ☐ 一部撤去

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書

新宮町長 様

年 月 日

〒
住所

申請者 氏名
電話

新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求金額

請求金額	十万	万	千	百	十	円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	金融機関名 銀行・金庫 農協・漁協
		支店名 本店・支所 支店・出張所
	口座の種別	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座の名義人	

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

新宮町長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を行った事業について、新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 1 5 条第 3 項の規定により、次のとおり補助金の交付決定を取り消したので通知します。

1 交付決定番号	
2 交付決定額	円
3 取消金額	円
4 取消理由	

様式第 1 3 号（第 1 5 条及び第 1 6 条関係）

新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日

様

新宮町長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を行った事業について、新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 1 5 条第 3 項及び第 1 6 条の規定により、次のとおり補助金の交付決定の取消しを通知するとともに、補助金の返還を命ずる。

1 交付決定番号	
2 返還金額（取消金額）	円
3 返還期限	年 月 日
4 取消理由	

様式第 1 4 号（第 1 7 条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

新宮町長 様

年 月 日

〒
住所

申請者 氏名
電話

年 月 日付け 第 号で補助金額確定通知があった新宮町ブロック塀等撤去
費補助金について、新宮町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 1 7 条の規定により、次のとお
り関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金額（補助金額確定額）
円（A）
- 2 補助金額確定時における消費税仕入控除税額等
円（B）
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額等
円（C）
- 4 補助金返還相当額（C－B）
円
- 5 添付書類
①上記金額の根拠がわかる資料
②その他町長が必要と認めるもの